ハラスメント対策を契機に 「働きがいのある職場」を めざす



日本総合研究所 長谷直子

第4回

パタニティハラスメント

2018年度の日本の男性社員の 育児休業取得率は6.16%でした。 政府の奨励策により、男性社員 の育児休業取得率は6年連続で 上昇していますが、北欧などの 国々と比べるといまだ低いのが 現状です。UNICEF(国連児童 基金) が2019年6月に発表した 報告書「Are the world's richest countries family friendly? Policy in the OECD and EU」による と、日本の企業は男性社員を対象 に、6カ月以上という長期間の有 給育児休業制度を整備しているに もかかわらず、実際に取得する男 性社員は非常に少ないことが指摘 されています。取得できない理由 として、「職場の人手不足」と並 び、「育休を取得しづらい社内の 雰囲気 | があげられました。男性 の育児参加を促すことは、女性の 活躍を社会全体で後押しするうえ でも重要です。日本企業では制度 は充実している一方で、実際に男 性社員が育児休業を取得しやすい 雰囲気にはなっていない状況がう

かがえます。

男性社員による育児休業取得を 阻む要因の1つになっているの が、「パタニティハラスメント」 の存在です。本稿では、「パタニ ティハラスメント に対して取 るべき企業の対策等を中心に、 Q&A 方式で述べます。

「パワーハラスメント」 や「マタニティハラスメ ント」という言葉はよく聞きます が、「パタニティハラスメント」 とは、どのようなことを指すので しょうか。

「パタニティ」とは英語 A で「父性」のことを意味 しています。「マタニティハラス メント」は女性社員に対する妊 娠・出産、育児休業等の取得を理 由とした嫌がらせ行為を指すのに 対して、「パタニティハラスメン トーは、育児のための休暇や時短 勤務等の制度等の利用を希望する 男性社員に対する嫌がらせ行為を 指します。

パタニティハラスメント の対象者は、どのような 人が該当しますか。

厚生労働省では明確に 「パタニティハラスメン ト」を定義しておらず、「妊娠・ 出産・育児休業等に関するハラス メント」としてハラスメントの対 象となる労働者を「育児・介護に 関する制度等を利用する(利用し ようとする、利用した)男女労働 者」としています。対象となる制度 または措置は以下とされています。

- ①育児休業
- ②介護休業
- ③子の看護休暇
- 4)介護休暇
- ⑤所定外労働の制限
- ⑥時間外労働の制限
- ⑦深夜業の制限
- ⑧育児のための所定労働時間の短 縮措置
- (9)始業時刻変更等の措置
- ⑩介護のための所定労働時間の短 縮等の措置

「パタニティ・ハラスメントに

関する調査(2014) (連合調 べ)によれば、職場でパタニティ ハラスメントをされた経験がある と答えた男性社員は、11.6%と 一定割合存在しています。

具体的にはどのような言 動がパタニティハラスメ ントに該当するのでしょうか。

育児休業等の制度を利用 しようとする男性社員に 対する、以下のような言動が該当 します。

- ①労働者が制度の利用の請求をし たい旨を上司に相談したとこ ろ、上司がその労働者に対し、 請求をしないようにいうこと。
- ②労働者が制度の利用の請求をし たところ、上司がその労働者に 対し、請求を取り下げるようい うこと。
- ③労働者が制度の利用の請求をし たい旨を同僚に伝えたところ、 同僚がその労働者に対し、繰り 返しまたは継続的に、請求をし ないようにいうこと。
- ④労働者が制度利用の請求をした ところ、同僚がその労働者に対 し、繰り返しまたは継続的に、 その請求等を取り下げるようい うこと。

典型的な例としては以下があげ られます。

・育児休業の取得について上司に 相談したところ、「男のくせに 育児休業を取るなんであり得な

いしと言われ、取得をあきらめ ざるを得ない状況になっている。 ・介護休業について請求する旨を 周囲に伝えたところ、同僚か ら「自分なら請求しない。あな たもそうすべき」と言われた。 「でも自分は請求したい」と再 度伝えたが、再度同様の発言を され、取得をあきらめざるを得 ない状況に追い込まれた。

また、男性社員が育児休業等の 制度を利用した後で、上司・同僚 が男性社員に対し、繰り返しまた は継続的に、「嫌がらせ的な言動、 業務に従事させないこと、または 専ら雑務に従事させること」も該 当します。言葉によるものだけで はなく、必要な仕事上の情報を与 えない、これまで参加していた会 議に参加させないといった行為も ハラスメントになります。たとえ ば、育児休業取得後に昇給機会を 与えないことや、転勤辞令を出す といった嫌がらせを行うケースが 該当します。

どうしてパタニティハラ スメントが起きてしまう のでしょうか。

原因の1つには、日本で はかつて「男は仕事、女 は家庭」といったように性別で役 割分担をする慣習があり、父親は 家庭のことを母親に任せ、自らは 長時間休みなく働くことが美徳と

されてきた点があげられます。い まはこうした考え方を建前上は もっていないとする人が増えてい るように思えますが、女性の社会 進出が進んできた今日でさえ、子 育ては女性が担うべきとする考え が根強く残っていることはデータ からわかります。「男女正社員の キャリアと両立支援に関する調査 (2014年) | (労働政策研究・研 修機構)によると、7歳未満の子 どもをもつ女性管理職の83.4% は、配偶者がいても6割以上の家 事を担っています。男性管理職の 場合、妻が6割以上の家事を担う 割合は9割近くにもなります。管 理職級でさえも女性に家事・育児 の負担が偏っているのです。この ように、女性の家事負担は男性と 比べて多いのが実情です。

ましてや60代前後の男性社員 の多くは妻が専業主婦で、家庭の ことは妻に任せて自身はばりばり と働いてきた経験があるため、な おさら「なぜ父親なのに子育てを 理由に休むのか・早く帰るのかし という気持ちが自然と芽生えてし まい、男性社員が子育てにかかわ ることに対する拒否反応が出てし まうと考えられます。株式会社日 本総合研究所が実施した中高年男 性社員の意識調査(2017)によ ると、中高年の男性社員が、子ど もが生まれた男性部下に対して育 児休業の取得を促している割合は わずか1割にとどまっています。

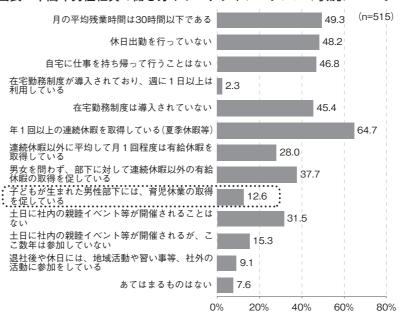
①5 企業側は、パタニティハ ラスメントに対してどの ような対応を取ることが求められ ているのでしょうか。

A 厚生労働省の指針により、 事業主が雇用管理上講ずべき措置として、11項目が定められています。厚生労働省のホームページ等でも、詳細を確認することができます。

- ①ハラスメントの内容、あっては ならない旨の方針の明確化と周 知・徹底
- ②行為者への厳正な対処方針、内容の規定化と周知・啓発
- ③相談窓口の設置
- ④相談に対する適切な対応
- ⑤事実関係の迅速かつ正確な確認
- ⑥被害者に対する適正な配置の措 置の実施
- ⑦行為者に対する適切な措置の実 施
- ⑧再発防止措置の実施
- ⑨業務体制の整備など、事業主や 労働者等の実情に応じた必要な 措置
- ⑩当事者などのプライバシー保護 のための措置の実施と周知
- ①相談、協力等を理由に不利益な 取扱いを行ってはならない旨の 定めと周知・啓発

Q6 パタニティハラスメント に対して、働く人の意識 を変えていくためには、どのよう なことから行えばよいのでしょう

図表 中高年男性社員の働き方やワークライフバランスの状況について



資料出所:日本総合研究所「中高年男性社員の意識調査(2017)」

か。

上述のように、パタニティ ハラスメントの根本的な 原因は、「男は仕事、女は家庭」 という性別役割分担意識が残って いることにあります。研修やアン ケートを通じて、性別役割分担意 識を払拭することが大事です。性 別役割分担意識が無意識のうちに 残っていると、自分では気づかず にパタニティハラスメントに該当 する言動を行ってしまう場合もあ りますので、研修等で実際に起こ りそうな場面を想定したロールプ レイングを取り入れ、適切な対処 方法を学習することも一案です。 また、子育てと仕事では仕事のほ うが大事だ(価値が高い)と思う 人は少なくないのではないでしょ

うか。子育ての重要性・社会的価

値について認識してもらうことも 必要でしょう。

なお対象としては、まずは自身しては、まずは自身としては、まずは自身ときを 展みない働き方を意識から言葉がポイントできた中高年の管理職からできたでは、部下のワーク・のでは、部下のワーク・のでは、部であるとも結果を出しつつ、おがら自らであるとも有効です。とも有効です。

望前上は「男性も育児参加すべき」と理解していても、実際には判断を迷ったり、

無意識のうちに理解とは異なった 行動を執ってしまうこともあると 思います。なぜでしょうか。

日本の男性管理職の多く が、昇進するためには、 長時間労働が必要であると認識し ているからです。日本総合研究所 が実施した男性管理職の意識調査 (2015) によると、女性の役員 や管理職への積極的な登用に賛同 する男性管理職の約6割が、昇進 するためには、「定時以降でも、 上司から依頼された仕事を行うの は仕方がない|「定時以降でも会 議へ出席するのは仕方がない」と 回答しています。女性の登用に対 して理解のある男性管理職でさ え、昇進するためには長時間労働 が必要であると認識している実態 がうかがえます。これは女性社員 の働き方に対する男性管理職の意 識調査ですので、男性社員が定時 で帰宅するとなればなおさら抵抗 感をもつでしょう。

パタニティハラスメント を発生させないような組 織風土に変革するために、どのよ うな仕組みが有効でしょうか。

長時間労働を是とする働 き方を変えるには、働い た時間ではなく、生産性で評価す るよう人事評価制度そのものを変 えていくことが重要です。また、 たとえば、男性部下の育児休業取 得率やワーク・ライフ・バランス

に関する項目を管理職の人事評価 に取り入れることなども一案で す。このように評価制度自体を変 えることは、改革を加速させるう えで非常に有効と考えます。

に向けた啓発活動を行 い、社内で育児休業取得に反対す る雰囲気のない会社においても制 度の利用実績が進まない企業は少 なくありません。そのような会社 では、どのような施策を行えばよ いでしょうか。

男性の育児休業取得推進

制度が整備されても、利 用者が増えない会社にお いては、利用者のニーズに即した 育児休業制度が設計されていない 可能性があります。その場合は、 たとえば、会社のなかで数名の男 性社員を集め、育児休業取得が進 まない原因と改善策について実体 験を踏まえた議論を行い、ニーズ に合わせた育児休業制度を設計す ることも一案です。育児休業の取 得をためらう原因としてたとえ ば、「手続きが面倒そうだから」 ということであれば、短期休業取 得の場合は上司への口頭申請で取

得可とするといったように、育児 休業取得の手続きを簡素化するこ とが有効です。「休むと給料がも らえないから」という理由であれ ば、一定期間は給料を支払うこと を検討し、「人手不足で休みにく い」という理由であれば、繁忙期 を避けた期間に育児休業取得のス ケジュールを立てておき、事前に 周囲に相談しておけば、人繰りを つけることが解決策につながりま す。会社や個人によって事情は異 なるため、利用者のニーズを聞き 取り細やかに設計することで制度 の利用が進むと考えられます。

参考文献

「平成30年度雇用均等基本調査(速報 版)|(厚生労働省)

「職場におけるセクシュアルハラスメ ント対策や妊娠・出産・育児休業・ 介護休業等に関するハラスメント対 策は事業主の義務です!!」(厚生労

「男女正社員のキャリアと両立支援に 関する調査(2014年)」(労働政策研 究・研修機構)

「パタニティ・ハラスメントに関する 調査」(2014年、連合調べ)

「中高年男性社員の意識調査(2017)| (株式会社日本総合研究所)

PROFILE



長谷 直子(はせ・なおこ)

株式会社日本総合研究所 日本総合研究所創発戦略センター/ ESG リサー チセンター マネジャー

株式会社日本総合研究所に入社。環境・社会・ガバナンス (ESG) の観点から の企業評価業務に従事。その一環として、企業向けの女性活躍や働き方改革 に向けた推進状況の診断を行っている。